

令和5年度～令和10年度 松山市審議会等の女性登用計画

松山市

—令和5年4月—

内容

1	計画の目的	1
2	計画期間及び対象となる審議会等	1
3	基本計画が目標とする女性登用率	1
4	目標達成のための取組	2
取組①	新たに審議会等を設置する場合	2
取組②	委員改選時の運用（事前協議）	3
取組③	計画期間終了時（令和11年4月1日）の取扱い	4
取組④	女性登用率向上のための取組	4

1 計画の目的

政策・方針決定過程への女性の参画は、社会経済情勢の変化に対応できる持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の形成につながるもので、女性のあらゆる分野への参画拡大に行政が率先して取り組む必要があります。

国では、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指し、愛媛県は審議会等の女性登用率の最終目標を50%としています。

本市では市政の政策立案や運営に関わる審議会等への女性の参画拡大に取り組んできた結果、行政委員会及び附属機関の女性登用率は、令和3年度に前計画が目標とする40%を初めて超え、令和4年度には44.1%となり、着実に成果を上げています。

引き続き、第4次松山市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」といいます。）に基づき、「令和5年度～令和10年度 松山市審議会等の女性登用計画」を策定し、女性登用率50%の達成を目指し、全庁一丸となって女性登用拡大に取り組みます。

2 計画期間及び対象となる審議会等

■計画期間：令和5年度から令和10年度

■対象機関：「附属機関」 地方自治法第138条の4第3項に規定された附属機関（法律又は条例の定めるところにより設置されたもの。以下「審議会等」といいます。）

地方自治法 第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

3 基本計画が目標とする女性登用率

■目 標：50%（令和11年4月1日時点）

審議会等の全ての女性委員数を委員総数で除した率（小数点第2位切捨て）が50%となるよう、全庁が一丸となって目標達成を目指します。

例）審議会の委員総数が9人で、そのうち5人が女性の場合
女性（5人）÷総数（9人）＝0.5555・・・→ 55.5%

実績

令和4年4月1日 **46.1%**（審議会等）

参考：44.1%（行政委員会+審議会等）

目標

令和11年4月1日 **50%**（審議会等）

■ 目標値根拠:「松山市男女共同参画推進条例」「第4次松山市男女共同参画基本計画」

松山市男女共同参画推進条例 第19条第2項（積極的改善措置）

市は、審議会等の附属機関その他これに準じるものの構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女のいずれか一方の構成員の数が構成員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 目標達成のための取組

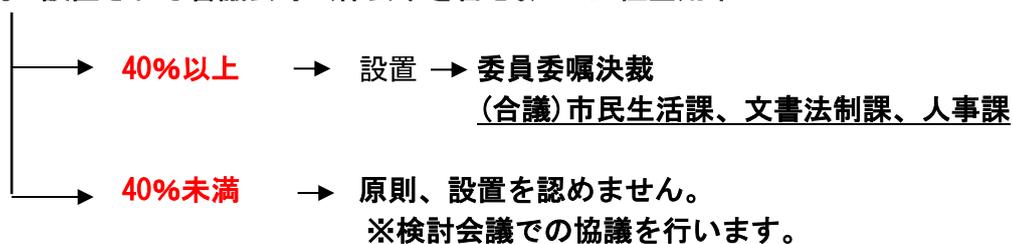
広範囲かつ多岐な分野で専門性を必要とする審議会等の設置目的を踏まえ、必要な識見や機能などを損なわない範囲で委員の構成を見直し、副市長を会長とする松山市男女共同参画行政推進会議（以下「行政推進会議」といいます。）で検証を行うとともに、諮問機関の松山市男女共同参画会議の評価を得て、目標達成を目指します。

取組① 新たに審議会等を設置する場合

- 全ての部局（教育委員会・公営企業局等の審議会等も含む。議会人事案件は除く。）について、新たに設置する審議会等（休会中を含む。）の女性登用率は40%以上とします。
- ただし、特別な理由から女性登用率40%未満で新設等する場合は、下記の検討会議で事前に了解を得る必要があります。

【事務の流れ】

新規に設置される審議会等（休会中を含む。）の女性登用率



【検討会議】

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政推進会議会長（副市長） ・ 市民部長、総務部長 ・ 市民生活課長、文書法制課担当課長 <<教育委員会・公営企業局等の審議会等がある場合>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会は教育委員会事務局長 ・ 公営企業局は公営企業局管理部長
事務局	市民生活課
協議者	所管部長及び課長

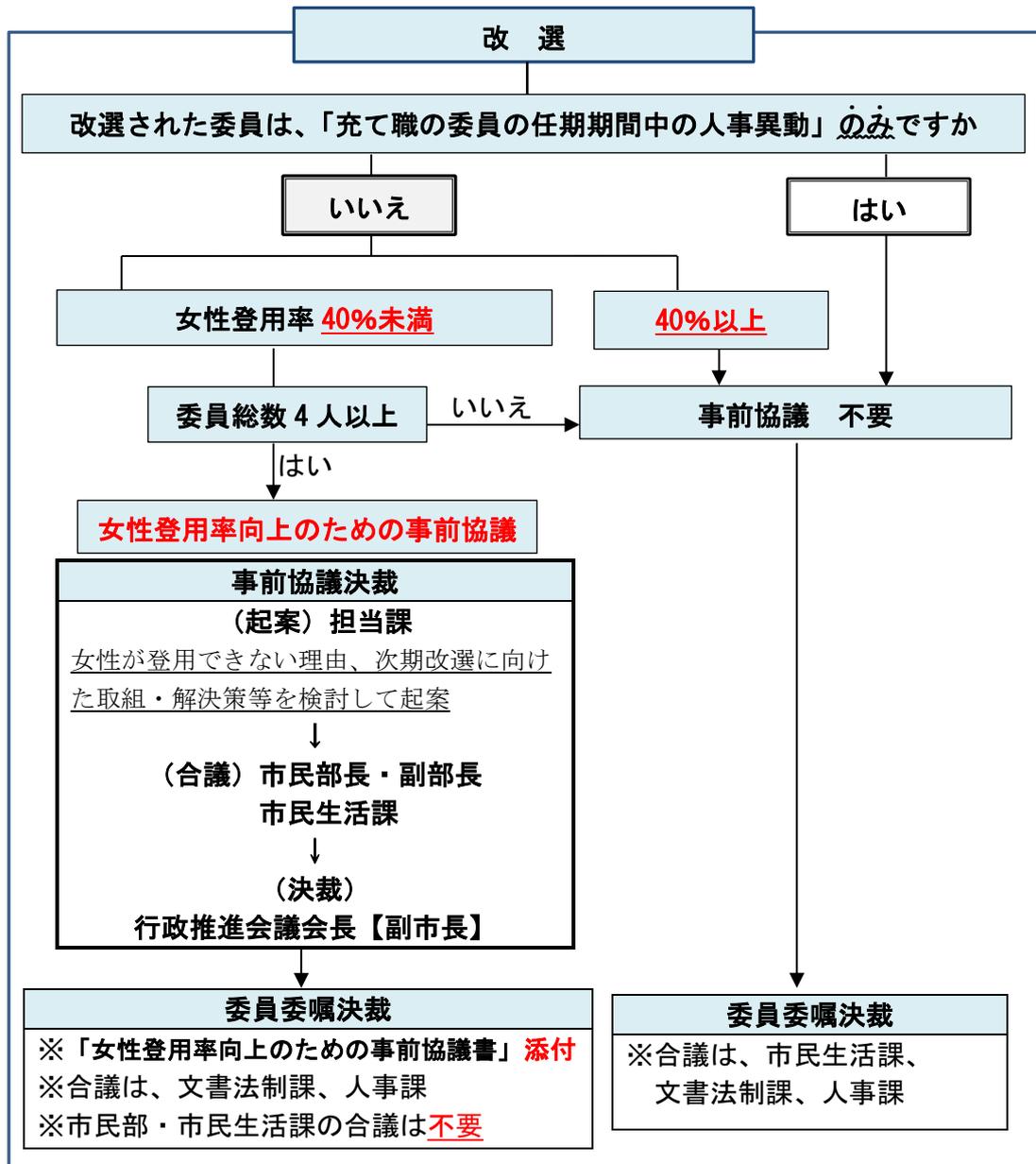
取組② 委員改選時の運用（事前協議）

- 全ての部局（教育委員会・公営企業局等の審議会等も含む。議会人事案件は除く。）について、審議会等の改選後の委員数は、男女いずれか一方の数が総数の40%未満とならないように努め、更なる女性登用※に取り組めます。

※各審議会等は計画目標（50%）達成のため、必要な識見や機能などを損なわない範囲で委員の構成を見直しながら、更なる女性登用に努めます。

- ・ 40%未満の審議会等は、女性登用率の向上（40%以上）に努める。
- ・ 40%台の審議会等は、女性登用率の維持又は向上（50%）に努める。
- ・ 50%以上の審議会等は、女性登用率の維持に努める。

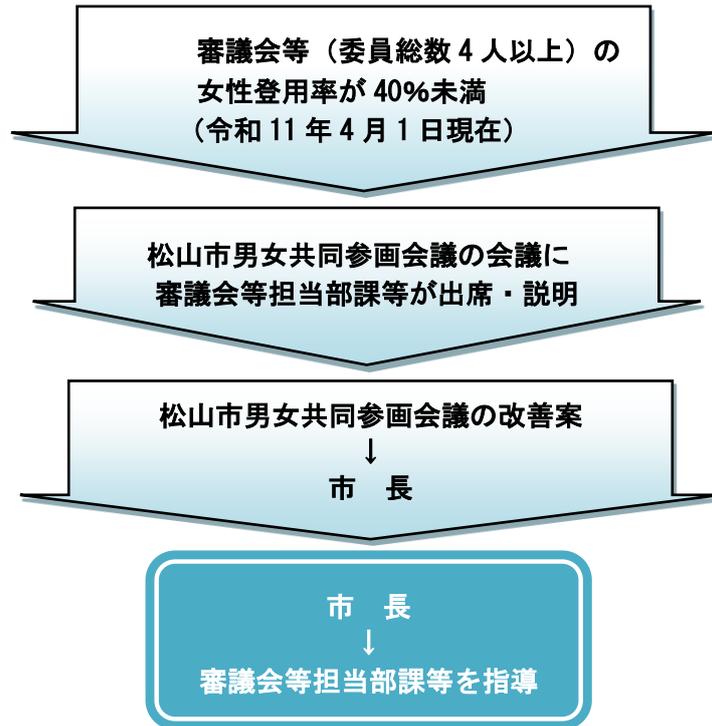
- 女性登用率が40%未満の審議会等（総数4人以上）は、事前協議が必要です。
委員委嘱の決裁の前に、「女性登用率向上のための事前協議書」の決裁が必要です。
- ただし、充て職の委員が、任期期間中に人事異動等で変更になり、その結果、女性登用率が40%未満となった場合の事前協議は不要です。



令和11年4月1日時点で女性登用率40%を達成できていない審議会等は取組③へ

取組③ 計画期間終了時（令和11年4月1日）の取扱い

- 令和11年4月1日時点で、女性登用率40%未満の審議会等（委員総数4人以上）は、担当部課等が、諮問機関の「松山市男女共同参画会議」の会議に出席し、その理由及び改善策を説明します。
- 男女共同参画会議は市長に対して改善案等を提言し、市長が担当部課等を指導します。



取組④ 女性登用率向上のための取組

- 女性登用率向上のため、市民生活課は各分野の女性人材に関する「女性人材リスト」の情報を収集し、整備に努めます。
- 松山市男女共同参画会議、行政推進会議及び庁内ワーキンググループの全ての構成員は、女性人材に関する情報の収集及び整備に可能な限り協力するものとします。
- 女性委員の登用状況は、市民生活課が年度ごとに調査し、進捗管理に努めます。